

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2024年11月8日
【四半期会計期間】	第45期第1四半期（自 2023年5月1日 至 2023年7月31日）
【会社名】	株式会社 梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＯＯ 鬼塚 崇裕
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門管掌 増村 政信
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門管掌 増村 政信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

第45期（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）有価証券報告書の確認を行った結果、当社保有の投資有価証券の時価評価に対する税効果会計の一時差異の算定に誤りが判明いたしました。

このため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び財務諸表で対象となる部分について訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、2023年9月14日に提出いたしました第45期第1四半期（自 2023年5月1日 至 2023年7月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表について、如水監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

2 監査証明について

1 四半期連結財務諸表

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第1四半期連結 累計期間	第45期 第1四半期連結 累計期間	第44期
会計期間	自2022年 5月1日 至2022年 7月31日	自2023年 5月1日 至2023年 7月31日	自2022年 5月1日 至2023年 4月30日
売上高 (千円)	6,238,450	6,904,762	27,456,533
経常利益又は経常損失 () (千円)	148,890	59,675	14,664
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (千円)	43,439	226,335	440,823
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	85,201	<u>153,798</u>	531,342
純資産額 (千円)	2,987,260	<u>2,574,641</u>	2,541,079
総資産額 (千円)	27,785,666	<u>24,662,938</u>	25,304,786
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失 (円) ()	7.94	28.25	55.01
自己資本比率 (%)	10.4	<u>10.3</u>	9.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失の算定上、当該信託に残存する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(外食事業)

当第1四半期連結会計期間において、2023年5月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社梅の花サービス西日本、株式会社梅の花サービス東日本並びに株式会社梅の花サービス九州について、株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併及び株式会社梅の花サービスに商号を変更いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、以下の事項を除き重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等については、新型コロナウイルス感染症に関する各種制限が解除されたこと等により、損益状況の改善がみられたため、当第1四半期連結会計期間において解消したと判断しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する各種制限の解除や政府による各種政策の効果により、経済活動が緩やかに持ち直しつつあります。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の高止まり、為替相場の変動、光熱費の上昇並びに世界的な金融引締め等による海外景気の下振れにより我が国の景気を下押しするリスク並びに物価上昇や金融資本市場の変動の影響等、先行き不透明な状況であります。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当より5類感染症へ移行したことにより企業や団体の宴会等の需要も回復傾向にあります。また、入国制限の緩和以降、インバウンド需要の回復が続いております。しかしながら、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化がもたらした深夜時間帯における飲食需要の減退、慢性的な人手不足及び賃金の上昇並びに原材料や資源価格の上昇、また、それらが原因となる企業の倒産増加等、外食業界は非常に厳しい状況が続いております。

当社グループにおきましては、コロナ禍において落ち込んだ業績回復を目指して、引き続き各事業部門の組織運営力の強化及び管理業務の合理化・効率化を行うとともにセントラルキッチン生産性向上に取り組み収益向上に尽力しております。

環境問題への取り組み及び社会活動の一環として、京都及び久留米の2ヶ所のセントラルキッチンにバイオコンポスターを導入し、食品残渣の発酵分解を行うことで、セントラルキッチンから排出される食品残渣の廃棄量を100%削減しております。食品残渣より発酵分解された生成物を基にした堆肥を生産者に提供し栽培した農作物については、規格外品も含めた全量を当社が生産者より直接買い取るリサイクルシステムの運用を継続しております。今シーズンは、契約農家によるこの堆肥を使用した稲作を新たに開始しております。また、北海道においては全量買い取りを前提とした豆腐用大豆「ゆきぴりか」の契約栽培を継続し原料の安定確保に努めております。

脱炭素社会を目指す環境問題への対応目的に、物流センターから店舗への配送に使用する資材を保冷効果に優れかつリサイクル可能なコンテナと保冷材に切り替えたことにより、ドライアイス使用量を前年同期比で97%削減いたしました。加えて、発泡スチロールの使用量削減に努めております。

企業イメージと企業価値の向上を目的にリブランディングプロジェクトを発足しリブランディングに向けた取り組みを開始いたしました。

また、株主の皆様より会社経営及び商品開発等のご意見をいただくことを目的として、外食事業及びテイクアウト事業にて株主の皆様を対象とした試食会を引き続き行ってまいります。

出退店につきましては、1店舗を出店し、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は、284店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は69億4百万円（前年同期比110.7%）となり、営業利益は74百万円（前年同期は営業損失1億52百万円）、経常利益は59百万円（前年同期は経常損失1億48百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億26百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失43百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。報告セグメントの変更については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に詳細を記載しております。

（外食事業）

外食事業におきましては、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けの5類感染症への移行や入国制限の水際措置の撤廃等の効果もあり、売上高の回復傾向が続いております。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」につきましては、季節の食材を使用した懐石等のメニューや季節ごとのテイクアウト商品の販売強化を行い、お客様満足度の向上と売上確保に努めてまいりました。

また、アプリ会員様を対象とした試食会を実施する等、顧客との接点を増やすことに努めております。

「和食鍋処 すし半」につきましては、お酒が飲める逸品メニューや幅広い世代をターゲットとしたメニューへのリニューアル及びLINEを活用したクーポンを発行する等、集客と売上向上に努めております。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、季節ごとの旬な魚を提供するメニューの販売を行い売上確保に努めております。また、さくら水産朝霞台店に続きさくら水産イオン新浦安店及び海鮮処魚さま光が丘店にて「まぐろの解体ショー」を行い、集客と認知度向上に引き続き努めております。

「熊本あか牛 しゃぶしゃぶ 甲梅」につきましては、インバウンド需要の回復により前年同期の売上高を大きく上回っております。

新規業態の「梅の花の定食や うめまめ」につきましては、オープンより好調な売上で推移しております。

各業態において取り組んで参りました、メニューのリニューアル、顧客接点強化による認知度及び来店客数の増加、店舗管理体制の強化並びにコスト削減により、前年同期の外食事業セグメント利益より2億41百万円の改善となりました。

以上の結果、外食事業の売上高は39億97百万円（前年同期比113.8%）、セグメント利益1億53百万円（前年同期はセグメント損失87百万円）となりました。

店舗数につきましては、梅の花は72店舗、すし半は9店舗、さくら水産は22店舗、その他店舗は18店舗、外食事業の全店舗数は121店舗であります。

（テイクアウト事業）

テイクアウト事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したことによる人流の増加にともない引き続き業績は回復傾向にあります。

梅の花・古市庵ブランドともにゴールデンウィーク、母の日、父の日、七夕、土用丑の日などの各種イベント商品の販売が好調により売上は堅調に推移いたしました。

前期に引き続き、梅の花・古市庵ブランドともに商品の価格改定を実施し原材料価格高騰に対応するとともに、店舗における効率的な商品製造や人員配置などの指導、並びに廃棄及び値引き等のロス抑制による原価率改善等、収益改善によりセグメント利益は、コロナ禍前の2020年4月期第1四半期(2019年5月から7月)との比較において1億25百万円増加しております。また、株主様に加えて一般のお客様を対象とした公開試食会を開催し、顧客との接点を増やすことに努めております。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は25億31百万円（前年同期比103.8%）、セグメント利益1億59百万円（前年同期比137.4%）となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は106店舗、梅の花テイクアウト店は1店舗出店し52店舗、その他店舗は5店舗、テイクアウト事業の全店舗数は163店舗となりました。

（外販事業）

外販事業におきましては、既存取引先との深耕を行うとともに、セントラルキッチン製品の販売拡大を目的に量販店等の新規取引先の開拓を行い売上向上に努めております。

「通販本舗 梅あそび」につきましては、楽天市場等、他社の通販サイトへの出品の強化に加えて、WEB広告の継続による顧客へのアプローチに努めております。

その他として、牡蠣を中心とした水産加工品を製造する丸平商店につきましては、牡蠣製品の販売拡大に努めております。冷凍自動販売機につきましては、販売商品のリニューアルを行う等の顧客ニーズに合わせた商品ラインナップを行い売上確保に努めております。

以上の結果、外販事業の売上高は3億71百万円（前年同期比131.7%）、セグメント損失33百万円（前年同期はセグメント損失44百万円）となりました。

（その他）

当社グループが所有する土地・建物を他社へ賃貸を行う等の有効活用を目的としたストック事業を進めております。また、大阪セントラルキッチン跡地に賃貸物件の建設を計画しております。

その他の売上高は4百万円（前年同期比151.5%）、セグメント利益0百万円（前年同期はセグメント損失0百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ6億41百万円減少し、246億62百万円となりました。これは主に、現金及び預金が7億2百万円減少したことによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末と比べ6億75百万円減少し、220億88百万円となりました。これは主に、流動負債その他が3億57百万円及び引当金が1億円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ33百万円増加し、25億74百万円となりました。これは主に、普通株式及びA種優先株式の配当により資本剰余金が1億20百万円減少したこと及び親会社株主に帰属する四半期純利益2億26百万円の計上によるものであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」をご参照ください。

また、連結子会社である株式会社丸平商店は、牡蠣製造販売という事業の性質上、牡蠣の生産時期による価格変動等の影響があるため、当社グループの売上高及び売上原価には著しい季節的変動の可能性がります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金繰り計画に基づき、銀行等金融機関からの借入及びA種優先株式の発行により資金を調達しております。借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。A種優先株式は、運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金等は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社グループではグループ会社や各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(5) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,700,000
A種優先株式	2,000
計	20,700,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式、A種優先株式の合計で20,700,000株であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年9月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,209,200	8,209,200	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株 (注) 1
A種優先株式	2,000	2,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 1, 2
計	8,211,200	8,211,200	—	—

(注) 1. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、A種優先株式が1株であります。また、A種優先株式は議決権を有しないこととしております。

2. 当社の定款「第2章 株式(第11条の2～第11条の8)」において、種類株式について次のとおり定めております。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(第2章の2 A種優先株式)

(A種優先配当金)

第11条の2 当社は、第32条第1項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。)に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後にを行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。

3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

(A種期中優先配当金)

第11条の3 当社は、第32条第2項又は第33条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後にを行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金額による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、

「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

- 2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

（基本償還価額算式）

基本償還価額 = $1,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

（控除価額算式）

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

- 3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（議決権）

第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合又は分割等）

第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

（2）【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
2023年5月1日～ 2023年7月31日	—	普通株式 8,209,200 A種優先株式 2,000	—	100,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 1 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第 1 四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年 4 月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年 7 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種優先株式 2,000	-	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 195,900	341	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,004,200	80,042	-
単元未満株式	普通株式 9,100	-	-
発行済株式総数	8,211,200	-	-
総株主の議決権	-	80,383	-

(注) 1 . A 種優先株式の内容につきましては、「 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

- 2 . 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の「株式数」には、株式給付信託（J-ESOP）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）が保有する当社株式34,100株が含まれております。
- 3 . 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 6 個が含まれております。
- 4 . 「単元未満株式」欄の「普通株式」には、当社が保有する自己株式150株（株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）が保有する当社株式60株を含む）が含まれております。

【自己株式等】

2023年 7 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社梅の花	福岡県久留米市天神町146番地	161,800	34,100	195,900	2.38
計	—	161,800	34,100	195,900	2.38

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、当四半期累計期間終了後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
専務取締役 事業部門管掌	常務取締役 事業部門管掌	鬼塚 崇裕	2023年 8 月 1 日
常務取締役 社長補佐 兼 共栄会担当	常務取締役 管理部門管掌	村山 芳勝	2023年 8 月 1 日
取締役 経理部長 兼 管理部門管掌	取締役 経理部長 兼 総務担当	増村 政信	2023年 8 月 1 日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2023年5月1日から2023年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年5月1日から2023年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、如水監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、如水監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年 4 月30日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2023年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,659,384	2,957,120
売掛金	1,720,145	1,563,641
商品及び製品	981,658	1,464,418
原材料及び貯蔵品	305,486	270,298
その他	557,331	640,228
貸倒引当金	700	500
流動資産合計	7,223,307	6,895,208
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,819,010	5,703,489
土地	7,193,240	7,193,240
その他（純額）	767,169	755,815
有形固定資産合計	13,779,420	13,652,545
無形固定資産		
その他	114,060	135,623
無形固定資産合計	114,060	135,623
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	456,693	470,991
その他	3,731,305	3,508,569
投資その他の資産合計	4,187,998	3,979,561
固定資産合計	18,081,479	17,767,730
資産合計	25,304,786	24,662,938

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年 4 月30日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2023年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	700,918	610,463
短期借入金	5,233,000	5,423,000
1年内返済予定の長期借入金	7,066,149	6,853,359
未払法人税等	97,019	8,566
資産除去債務	-	10,561
引当金	250,235	149,840
その他	2,326,803	1,969,355
流動負債合計	15,674,126	15,025,144
固定負債		
長期借入金	5,268,188	5,337,098
資産除去債務	1,425,577	1,416,579
その他	395,815	309,475
固定負債合計	7,089,581	7,063,152
負債合計	22,763,707	22,088,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,565,371	3,445,134
利益剰余金	1,201,645	975,310
自己株式	398,164	398,164
株主資本合計	2,065,560	2,171,659
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	533,308	461,705
為替換算調整勘定	80,420	83,368
退職給付に係る調整累計額	12,934	9,701
その他の包括利益累計額合計	439,952	368,635
新株予約権	131	131
非支配株主持分	35,434	34,215
純資産合計	2,541,079	2,574,641
負債純資産合計	25,304,786	24,662,938

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 5 月 1 日 至 2022年 7 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 5 月 1 日 至 2023年 7 月31日)
売上高	6,238,450	6,904,762
売上原価	2,115,053	2,284,184
売上総利益	4,123,397	4,620,578
販売費及び一般管理費	4,276,085	4,545,984
営業利益又は営業損失 ()	152,687	74,594
営業外収益		
受取保険金	-	14,845
その他	41,151	13,550
営業外収益合計	41,151	28,396
営業外費用		
支払利息	19,866	18,201
株式関連費	11,828	13,573
その他	5,658	11,539
営業外費用合計	37,353	43,314
経常利益又は経常損失 ()	148,890	59,675
特別利益		
投資有価証券売却益	-	131,557
その他	65,976	6,340
特別利益合計	65,976	137,897
特別損失		
減損損失	49,618	9,547
その他	6,488	649
特別損失合計	56,107	10,197
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	139,021	187,375
法人税、住民税及び事業税	50	9,306
法人税等調整額	63,522	47,047
法人税等合計	63,471	37,740
四半期純利益又は四半期純損失 ()	75,549	225,116
非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	32,109	1,219
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 ()	43,439	226,335

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年7月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	75,549	225,116
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,449	71,602
持分法適用会社に対する持分相当額	30,835	2,948
退職給付に係る調整額	2,734	3,233
その他の包括利益合計	9,652	71,317
四半期包括利益	85,201	153,798
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	53,091	155,017
非支配株主に係る四半期包括利益	32,109	1,219

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、2023年5月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社梅の花サービス西日本、株式会社梅の花サービス東日本並びに株式会社梅の花サービス九州について、株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併及び株式会社梅の花サービスに商号を変更したことに伴い、株式会社梅の花サービス東日本及び株式会社梅の花サービス九州を連結の範囲より除外しております。

(追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員（以下、「社員」という。）に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」による株式報酬制度を導入しております。

(1)取引の概要

当該制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした社員に対してポイントを付与し、当該社員のうち「株式給付規程」に定める受益者となる要件を満たした者（以下、「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2)信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当第1四半期連結会計期間末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。なお、前連結会計年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。

(四半期連結損益計算書関係)

売上高及び売上原価の季節的変動

連結子会社である株式会社丸平商店は、牡蠣製造販売という事業の性質上、牡蠣の生産時期による価格変動等の影響があるため、当社グループの売上高及び売上原価には著しい季節的変動の可能性あります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年7月31日)
減価償却費	201,413千円	188,455千円
のれんの償却額	3,186	3,186

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年7月27日 定時株主総会	A種優先株式	60,273	30,136.99	2022年4月30日	2022年7月28日	その他資本剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2023年5月1日 至 2023年7月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年7月26日 定時株主総会	普通株式	40,236	5	2023年4月30日	2023年7月27日	その他資本剰余金
	A種優先株式	80,000	40,000	2023年4月30日	2023年7月27日	その他資本剰余金

(注) 2023年7月26日定時株主総会決議による普通株式の配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金170千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	外食事業	テイクアウト事業	外販事業	その他	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	3,514,186	2,439,552	281,796	-	6,235,535	-	6,235,535
その他の収益	-	-	-	2,915	2,915	-	2,915
外部顧客への売上高	3,514,186	2,439,552	281,796	2,915	6,238,450	-	6,238,450
セグメント間の内部売上高又は振替高	649	6,925	694	-	8,268	8,268	-
計	3,514,835	2,446,477	282,490	2,915	6,246,719	8,268	6,238,450
セグメント利益又は損失()	87,242	116,436	44,135	684	15,625	137,062	152,687

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 137,062千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

セグメントごとの固定資産減損損失の計上額は、「外食事業」45,756千円、「テイクアウト事業」3,862千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年5月1日 至 2023年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	外食事業	テイクアウト事業	外販事業	その他	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	3,997,961	2,531,349	371,035	-	6,900,346	-	6,900,346
その他の収益	-	-	-	4,416	4,416	-	4,416
外部顧客への売上高	3,997,961	2,531,349	371,035	4,416	6,904,762	-	6,904,762
セグメント間の内部売上高又は振替高	752	15	713	-	1,481	1,481	-
計	3,998,713	2,531,364	371,749	4,416	6,906,244	1,481	6,904,762
セグメント利益又は損失()	153,972	159,986	33,404	816	281,371	206,777	74,594

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 206,777千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

セグメントごとの固定資産減損損失の計上額は、「外食事業」7,901千円、「テイクアウト事業」1,646千円であります。

3. 報告セグメントごとの変更などに関する事項

(報告セグメントの変更)

従来、セグメント情報における報告セグメントについては、「外食事業」、「テイクアウト事業」、「外販事業」の3区分としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、ストック事業開始にともなう社内管理体制の変更に伴い、ストック事業を新たに報告セグメント「その他」として表記し、4区分に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社間の吸収合併)

2023年2月8日開催の取締役会の決議に基づき、2023年5月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社梅の花サービス西日本、株式会社梅の花サービス東日本並びに株式会社梅の花サービス九州について、以下のとおり株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併及び商号変更をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称：株式会社梅の花サービス西日本

事業内容：飲食業

(吸収合併消滅会社1)

名 称：株式会社梅の花サービス東日本

事業内容：飲食業

(吸収合併消滅会社2)

名 称：株式会社梅の花サービス九州

事業内容：飲食業

(2) 企業結合日

2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社梅の花サービス東日本及び株式会社梅の花サービス九州を消滅会社、株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社梅の花サービス

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 5 月 1 日 至 2022年 7 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 5 月 1 日 至 2023年 7 月31日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 ()	7 円94銭	28円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (千円)	43,439	226,335
普通株主に帰属しない金額 (千円)	20,164	-
(うち優先配当額 (千円))	(20,164)	(-)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益、又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (千円)	63,603	226,335
普通株式の期中平均株式数 (株)	8,013,190	8,013,150

- (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 . 株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式を、「 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (前第 1 四半期連結累計期間34,160株、当第 1 四半期連結累計期間34,160株)。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

2023年 7 月26日開催の第44回定時株主総会において、当社の完全子会社である株式会社丸平商店との合併承認が決議されたことにより、2023年 8 月 1 日に吸収合併を行いました。

1 . 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称 : 株式会社梅の花

事業内容 : 食品製造業

(吸収合併消滅会社)

名 称 : 株式会社丸平商店

事業内容 : 水産加工品製造業

(2) 企業結合日

2023年 8 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社丸平商店を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

(4) 合併に係る割当の内容

本合併は、当社の完全子会社の吸収合併であるため、株式及び金銭等の割当はありません。

(5) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(6) 合併後の当社の状況

本合併により、商号、本社所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期の変更はありません。

2 . 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年 1 月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年 1 月16日) に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社梅の花

取締役会 御中

如水監査法人
福岡県福岡市

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松尾 拓也

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 児玉 邦康

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年5月1日から2023年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年5月1日から2023年7月31日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の2023年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して2023年9月13日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期連結財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。